

愛媛県青少年保護条例罰則等一覧

条 項	罰 則 等		
	諮問	指示・勧告	命令
不健全な興行の観覧の制限			
第4条	2項 指定 ○		
	5項 取消 ○		
	4項 観覧制限		興行者 20万円以下の罰金又は科料
	4項 掲示義務		興行者 10万円以下の罰金又は科料
有害図書類等の販売等の制限			
第5条	2項 指定 ○		
	5項 販売等		図書類等取扱業者 30万円以下の罰金
	6項 区分陳列	8項 9項 公表	図書類等取扱業者
	7項 有害表示	8項 9項 公表	図書類等取扱業者
	9項 6、7項違反 ○		図書類等取扱業者 30万円以下の罰金
有害ながん具類等の販売等の制限			
第5条の2	2項 指定 ○		
	5項 販売等		がん具類業者 30万円以下の罰金
自動販売機等の設置の届出等			
第5条の3	1項 届出		業者志向者 20万円以下の罰金又は科料
	4項 貼付		自動販売機等業者
管理者			
第5条の4	1項 設置		自動販売機等業者 20万円以下の罰金又は科料
自動販売機等の変更等の届出			
第5条の5	1項 届出		自動販売機等業者 20万円以下の罰金又は科料
	2項 準用・貼付		自動販売機等業者
自動販売機等業者の地位の承継			
第5条の6	3項 届出		地位を承継した者 20万円以下の罰金又は科料
自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止等			
第5条の7	1項 収納禁止	3項 4項 公表	自動販売機等業者等 30万円以下の罰金
	2項 除去等	3項 4項 公表	自動販売機等業者等 30万円以下の罰金
	4項 命令 ○		自動販売機等業者等 30万円以下の罰金
自動販売機等の設置の場所規制			
第5条の8	設置の場所規制		
有害薬品類の販売等の制限			
第6条	1項 販売等		何人も 30万円以下の罰金
	2項 強要、勧誘		何人も 30万円以下の罰金
不健全な広告物の掲出等の制限			
第7条	1項 掲出等	2項 公表	何人も
	2項 命令 ○		20万円以下の罰金又は科料
質物の受入れの制限			
第8条	受入れ		質屋 10万円以下の罰金又は科料
古物の買受け等の制限			
第9条	買受け等		古物商 10万円以下の罰金又は科料
不純な性行為等の制限			
第9条の2	1項 性行為等		何人も 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	2項 教え、見せ		何人も 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
児童ポルノの提供の求めの禁止			
第9条の3	要求行為(児童ポルノ)		何人も 30万円以下の罰金
勧誘行為の禁止			
第9条の4	勧誘行為(客に接する業務及び客)		何人も 30万円以下の罰金
有害行為のための場所の提供等の制限			
第10条	提供等(不純な性行為、暴行、覚せい剤使用等)		何人も 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	提供等(飲酒、喫煙)		何人も 30万円以下の罰金
いれずみの制限			
第11条	いれずみ等		何人も 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
夜間外出の制限			
第12条	1項 夜間外出させない		保護者
	2項 夜間外出		何人も 10万円以下の罰金又は科料
深夜における興行場等への立入りの制限			
第13条	1項 立入り		興行者等 20万円以下の罰金又は科料
	2項 掲示		興行者等 10万円以下の罰金又は科料
青少年に対するツーショットダイヤル等利用カードの販売等の禁止			
第13条の3	販売等		何人も 30万円以下の罰金
宣伝の規制			
第13条の4	配布		何人も
自動販売機へのツーショットダイヤル等利用カードの収納禁止等			
第13条の5	1項 収納	2項 3項 公表	何人も 30万円以下の罰金
	3項 命令 ○		30万円以下の罰金
自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出(準用:変更、承継)			
第13条の6	1項 届出		販売しようとする者 20万円以下の罰金又は科料
	3項 準用・貼付		販売者
青少年有害情報の閲覧等の防止			
第13条の9	2項 閲覧防止		端末設備利用供する者
	3項 情報提供		業とする者等
携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の説明義務等			
第13条の10	1項 説明書面交付	4項 公表	役員提供事業者等
	2項 申出書提出		保護者
	3項 申出書保存	4項 公表	役員提供事業者等
家出等疑いのある青少年の保護			
第14条	通報		旅館業、住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業を営む者
業者等の自主規制			
第15条	自主規制		関係業者・団体等
立入り調査等			
第17条	1項 立入り調査等		関係業者等 10万円以下の罰金又は科料

